千葉市教育委員会部長会議運営要綱

(目的)

第1条 千葉市教育委員会部長会議(以下「部長会議」という。) は、千葉市教育委員会組織規則第54条の規定に基づき、教 育行政の基本方針及び重要施策に関する事項について審議し、 調整を行う。

(組織)

- 第2条 部長会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。
 - (1) 教育長
 - (2) 教育次長
 - (3) 教育総務部長
 - (4) 学校教育部長
 - (5) 生涯学習部長
 - (6) 教育総務部総務課長
 - (7) 教育総務部企画課長
 - (8) 学校教育部学事課長
 - (9) 生涯学習部生涯学習振興課長

(会議)

- 第3条 部長会議は、必要に応じ開催し、教育長が議長となる。
- 2 会議には、必要に応じて関係職員の出席を求めることができるものとする。

(事務局)

- 第4条 部長会議の事務局は、教育総務部企画課に置く。
- 2 事務局は、部長会議の運営その他必要な事務を行う。
- 3 総括主幹並びに学校教育部長及び生涯学習部長が指定する者は、事務局を補佐するものとする。

附 則

- この要綱は、平成10年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。